議案第１３７号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成２４年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

大津市新庁舎整備基本設計・実施設計事業者選定委員会	公募提案方式により市役所の新庁舎の整備に係る基本設計及び実施設計を行う事業者を選定するために必要な事項を審査等すること。	９人以内	学識経験を有する者及び市職員

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１３８号

大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例

大津市条例の公布等に関する条例（平成２７年条例第９７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「署名」の次に「（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１６条第４項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）を」を加え、同条第３項中「条例原本」の次に「（市長が署名をして作成したものに限る。）」を加える。

第３条第１項中「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）」を「法」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１３９号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４０号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「登録（」の次に「同法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録を含む。」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４１号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１０各号」を「法第２７条の２第１項各号」に改める。

第１７条第３項中「児童福祉法」の次に「(昭和２２年法律第１６４号)」を、「登録（」の次に「同法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録を含む。」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４２号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１７条第２項を次のように改める。

２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２２条中「保育士」の次に「(法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。次条第２項、第２９条（第３項を除く。)、第３１条（第３項を除く。)、第４４条（第３項を除く。）及び第４７条（第３項を除く。）において同じ。)」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４３号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第２２条第１項中「保育士」の次に「（法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４４号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１６条第２項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２５条第４号中「乳児又は幼児（以下「」及び「」という。）」を削る。

第２７条第１項第２号の次に次の１号を加える。

⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第２７条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改める。

第２８条第２号中「保育士」の次に「（法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録

を受けている者を含む。第３２条第２項及び第３６条において同じ。)」を加え、同条第４号の次に次の１号を加える。

⑷の２　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２７条第１項第２号の次に１号を加える改正規定、同項第４号の改正規定及び第２８条第４号の次に１号を加える改正規定は、令和８年３月１日から施行する。

議案第１４５号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第１号中「保育士」の次に「（法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。）」を加える。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４６号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３１年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１号中「）又は保育士」の次に「（法第１８条の２８第１項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。以下同じ。）」を加える。

第３５条第２項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４７号

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１８条第６号中「第２条第１７項」を「第２条第１８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４８号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成１２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３６条第３項中「第１３７条の１２第６項」を「第１３７条の１２第１１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１４９号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２０号を第２１号とし、第１４号から第１９号までを１号ずつ繰り下げ、第１３号の次に次の１号を加える。

⑭　緊急消防援助隊手当

第１４条第２項第１号中「４８０円」を「７１０円」に改め、同項第２号中「７３０円」を「１，０８０円」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項各号の作業に係る手当は、第１６条第１項の業務に係る手当が支給される場合については、支給しない。

第１５条第４項中「前条第１項各号」の次に「の作業又は次条第１項」を加える。

第２３条を第２４条とし、第１６条から第２２条までを１条ずつ繰り下げ、第１５条の次に次の１条を加える。

（緊急消防援助隊手当）

第１６条　緊急消防援助隊手当は、消防職員が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、同法第４４条第１項に規定する消防の応援等の業務に従事したときに支給する。

２　前項の手当の額は、従事した日１日につき２，１６０円とする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第１４条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する勤務に対する手当について適用し、施行日前に開始した勤務に対する手当については、なお従前の例による。

3　改正後の第１６条の規定は、施行日以後に当該市町村に出動した場合について適用する。

議案第１５０号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条第４号ただし書を次のように改め、同号ア及びイを削る。

ただし、民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付を受けようとする者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第７項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）をいう。別表第１項において同じ。）又はこれと同等の機能を有する機器等であって規則で定めるものを利用して必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用する方法により当該証明に係る書面を交付する場合を除く。

別表第１項中「受付用端末機」の次に「（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市が設置する端末機であって、証明書の交付を受けようとする者が個人番号カードを利用して必要な操作を行うことにより、証明書の交付の申請を行うことができる機能を有するものをいう。）」を加え、同表第４項第１号、第９項第１号、第１１項及び第１２項中「受付用端末機又は」を削り、同表第１８項第５９号中「第１３７条の１２第６項又は第７項」を「第１３７条の１２第１１項又は第１２項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、別表第１８項第５９号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第１５１号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和４５年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項ただし書を次のように改める。

ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）の提示により当該申請者が印鑑登録者の本人であることを市長が確認できるときは、印鑑登録証を添えることを要しない。

第１１条第４項中「、個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第７項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）」を加える。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第１５２号

大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例

大津市市民活動センター条例（平成１７年条例第９１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第８条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「市長」に、「指定管理者は」を「市長は」に改め、同条第３項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第２号中「き損」を「毀損」に改め、同条第４項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第５条を次のように改める。

（使用料）

第５条　使用者は、使用の許可の際に、別表に定める額（附属設備については、規則で定める額）の使用料を納付しなければならない。

第６条の見出しを「（使用料の減免）」に改め、同条中「指定管理者は、市長が」を「市長は、」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第７条の見出しを「（使用料の不還付）」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、「、指定管理者は」を削る。

第８条から第１１条までを削り、第１２条を第８条とする。

別表第１項中「小会議室の利用料金の上限額」を「小会議室の使用料」に改め、同項の表中

「	利用料金の上限額	」を「	

」

使用料

に改め、同表備考中「利用料金の上限額は」を「使用料は」に、「よる利用料金の上限額の」を「定める額に、その」に改め、別表第２項中「利用料金の上限額」を「使用料」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際この条例による改正前の大津市市民活動センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定管理者がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例の規定により指定管理者に対してされている使用の許可の申請その他の行為は、同日以後においては、改正後の大津市市民活動センター条例の相当規定により市長がした使用の許可その他の行為又は市長に対してされた使用の許可の申請その他の行為とみなす。

議案第１５３号

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成２９年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「２４人」を「２０人」に改める。

附　則

この条例は、令和８年７月２０日から施行する。

議案第１５４号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和３７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第３０条の２―第３０条の７）」を「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第３０条の２―第３０条の７）
第３章の３　林野火災の予防（第３０条の８・第３０条の９）」に改める。

第３０条の見出しを削り、同条中「警報」の次に「（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同条第６号を削り、同条第５号中「取り灰」を「、取灰」に改め、同号を同条第６号とし、同条第４号の次に次の１号を加える。

⑸　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３　林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第３０条の８　市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、第３０条各号に掲げる火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３　市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限に従うよう

に努める義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第３０条の９　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第３０条各号に掲げる火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第４３条の３第１項第３号中「第４６条」を「第４６条第１項」に改める。

第４６条中「の各号」を削り、同条第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２　消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第１５５号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

１　和解の相手方

[redacted]

２　損害賠償の額

７，１５６，９２２円

（参考）

令和６年１０月２９日、大津市穴太二丁目１６番２４号地先市道幹１０２９号線において、同市道を北東方向に走行していた公用車（道路・河川管理課職員運転）が、同市道上に駐車していた工事車両の右側方を通過しようとした際、当該工事車両の陰から歩行してきた相手方と接触し、相手方が負傷したもの

議案第１５６号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

１　和解の相手方

大津市京町四丁目３番２８号

滋賀県後期高齢者医療広域連合

２　損害賠償の額

３，７２１，４６２円

（参考）

令和６年１０月２９日、大津市穴太二丁目１６番２４号地先市道幹１０２９号線において、同市道を北東方向に走行していた公用車（道路・河川管理課職員運転）が、同市道上に駐車していた工事車両の右側方を通過しようとした際、当該工事車両の陰から歩行してきた者と接触し、負傷させた事故に関し、当該負傷させた者の治療に要した医療費のうち本市の過失分に相当する額について相手方から求償されたもの

議案第１５７号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

１　公の施設の名称　　大津市リサイクルセンター木戸

２　指定管理者　　大津市膳所上別保町７８５番地の１

大津環境テクノロジー株式会社

３　指定期間　　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第１５８号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

１　公の施設の名称　　大津市立木戸デイサービスセンター

２　指定管理者　　大津市浜大津四丁目１番１号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団

３　指定期間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第１５９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

１　公の施設の名称　　大津市木戸交流センター

２　指定管理者　　大津市浜大津四丁目１番１号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団

３　指定期間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第１６０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

１　公の施設の名称　　大津市勤労福祉センター

２　指定管理者　　大阪市北区梅田１丁目２番２－１２００号
株式会社ハウスビルシステム

３　指定期間　　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第１６１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

１　公の施設の名称　　大津市比良げんき村

２　指定管理者　　大津市木戸９０１番地

特定非営利活動法人ＢＩＷＡＫＯ　ＳＰＯＲＴＳ　ＣＬＵＢ

３　指定期間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第１６２号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

路線名	起点及び終点	重要な経過地
市道北１０４８号線	起点　大津市真野五丁目字東浦 終点　大津市真野五丁目字東浦	
市道北６２３４号線	起点　大津市和邇中字南畑田 終点　大津市和邇中字南畑田	
市道中００５６号線	起点　大津市比叡辻二丁目字車塚 終点　大津市比叡辻二丁目字車塚	
市道中０３７０号線	起点　大津市坂本八丁目字笠ノ岡 終点　大津市坂本八丁目字笠ノ岡	
市道中０３７１号線	起点　大津市坂本六丁目字八条 終点　大津市坂本六丁目字八条	
市道中４９１５号線	起点　大津市比叡辻一丁目字三田 終点　大津市比叡辻一丁目字三田	
市道中４９１６号線	起点　大津市比叡辻一丁目字三田 終点　大津市比叡辻一丁目字三田	

市道中４９１７号線	起点　大津市比叡辻一丁目字三田 終点　大津市比叡辻一丁目字三田	
市道中４９１８号線	起点　大津市下阪本四丁目字的場 終点　大津市下阪本四丁目字的場	
市道南３２９４号線	起点　大津市石山寺四丁目字別所 終点　大津市石山寺四丁目字別所	
市道南３３６６号線	起点　大津市平津二丁目字城山 終点　大津市平津二丁目字城山	
市道東４６３５号線	起点　大津市月輪三丁目字南流 終点　大津市月輪三丁目字南流	
市道東４６３６号線	起点　大津市月輪三丁目字南流 終点　大津市月輪三丁目字南流	
市道東４７５７号線	起点　大津市月輪三丁目字谷 終点　大津市月輪三丁目字谷	
市道東４７５８号線	起点　大津市月輪三丁目字谷 終点　大津市月輪三丁目字谷	
市道東４８５１号線	起点　大津市一里山六丁目字新林 終点　大津市一里山六丁目字新林	
市道東４８５２号線	起点　大津市一里山六丁目字新林 終点　大津市一里山六丁目字新林	
市道東５１０３号線	起点　大津市大萱六丁目字奈良田 終点　大津市大萱六丁目字奈良田	
市道東５１０４号線	起点　大津市大萱六丁目字奈良田 終点　大津市大萱六丁目字奈良田	
市道東５１０５号線	起点　大津市大萱五丁目字廣葭 終点　大津市大萱五丁目字廣葭	

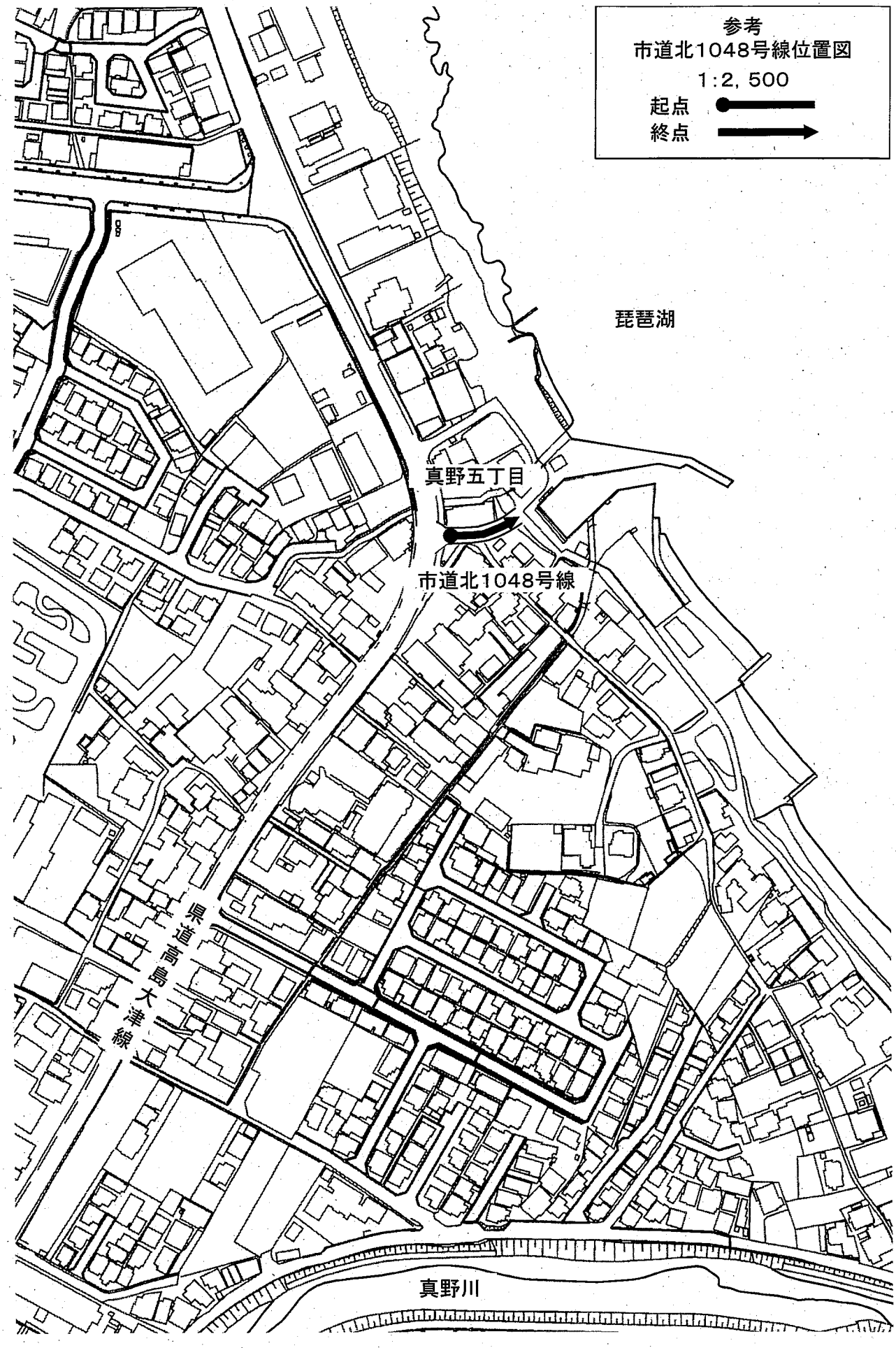
参考
市道北1048号線位置図
1:2, 500
起点
終点
琵琶湖
真野五丁目
市道北1048号線
県道高島大津線
真野川

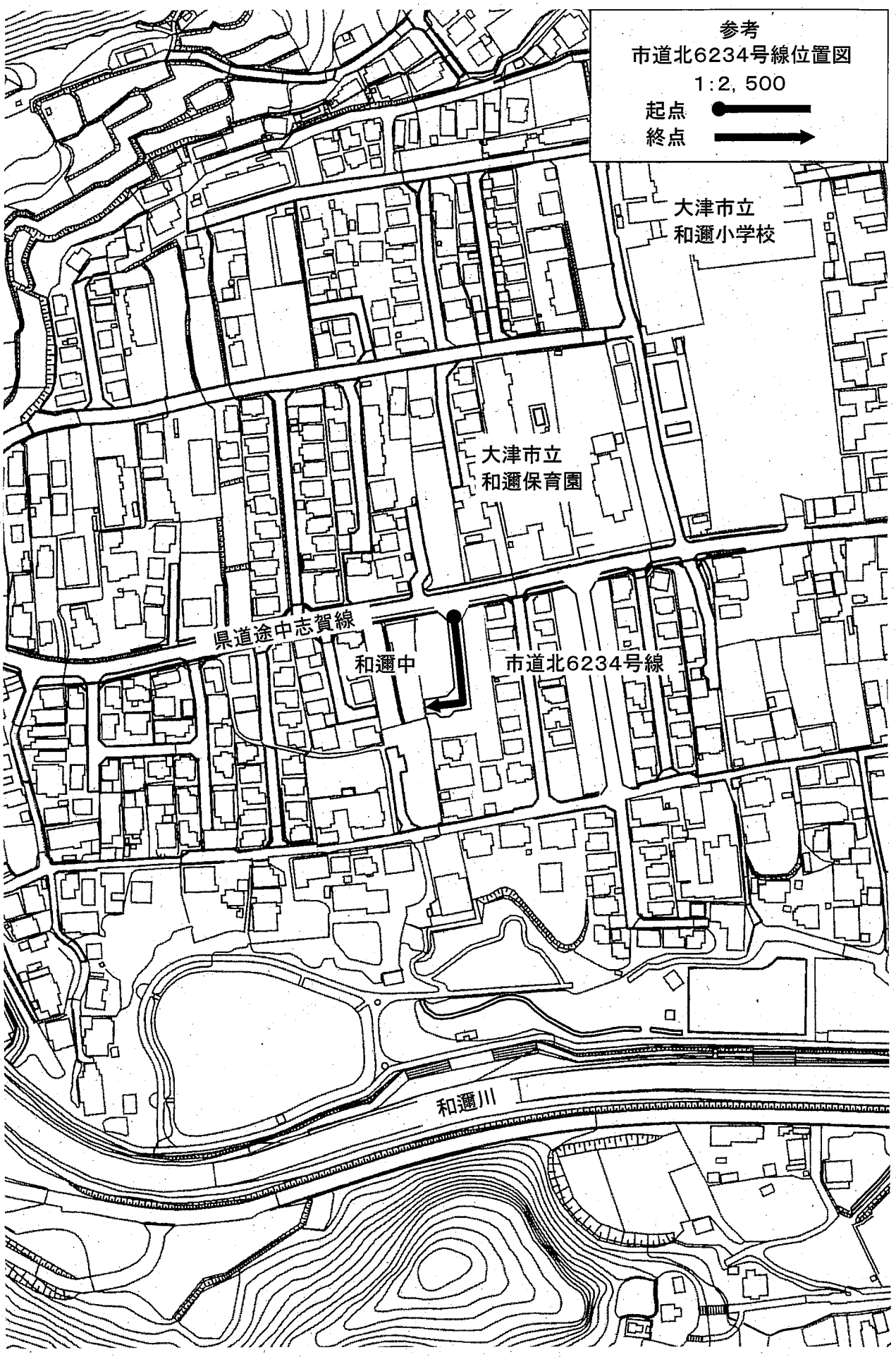
参考
市道北6234号線位置図
1:2, 500
起点
終点
大津市立
和邇小学校
大津市立
和邇保育園
県道途中志賀線
和邇中
市道北6234号線
和邇川

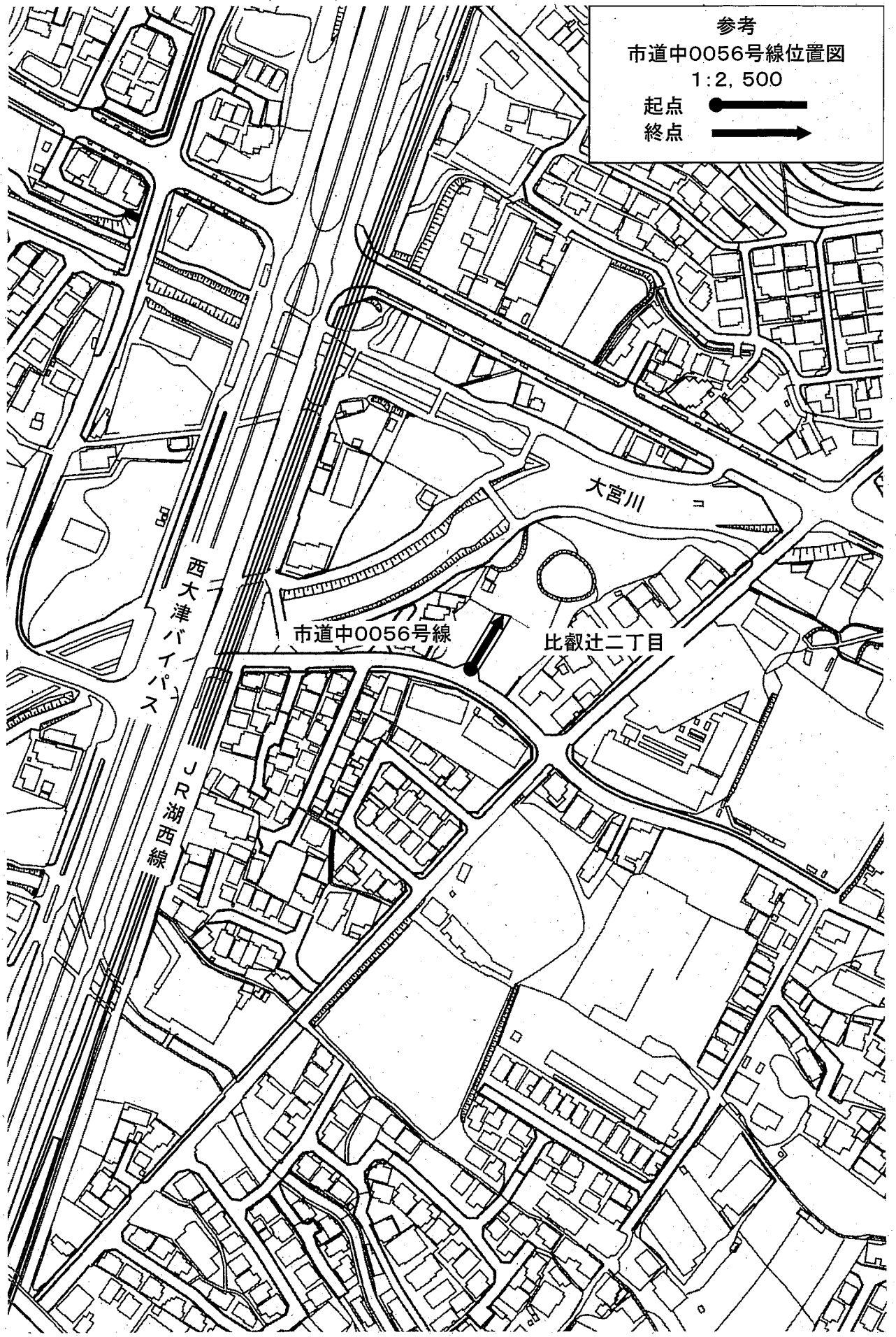
参考
市道中0056号線位置図
1:2,500
起点
終点
大宮川
西大津バイパス
JR湖西線
市道中0056号線
比叡辻二丁目

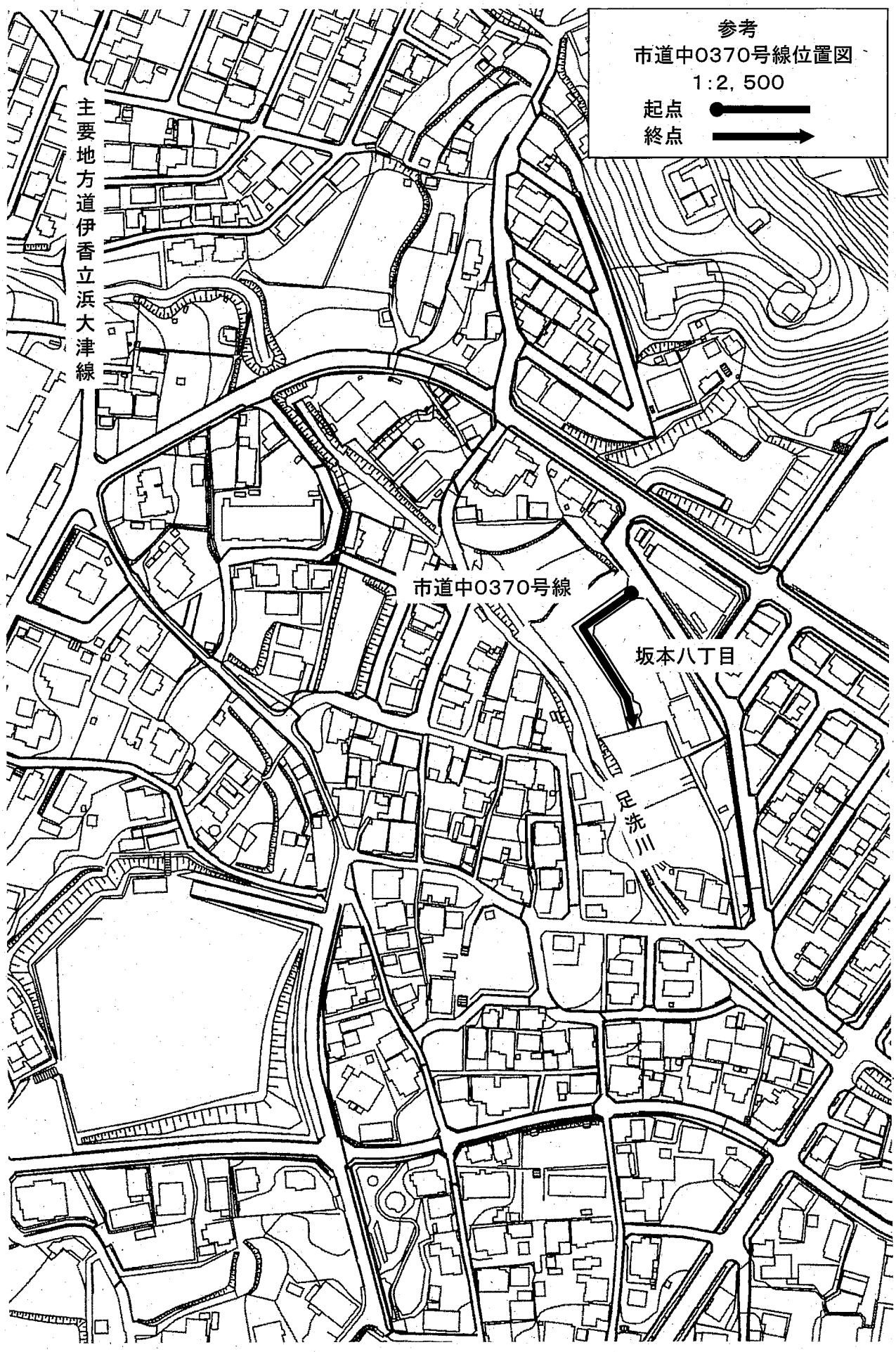
参考
市道中0370号線位置図
1:2, 500
起点
終点
主要地方道伊香立浜大津線
市道中0370号線
坂本八丁目
足洗川

参考
市道中0371号線位置図
1:2,500
起点
終点
大宮川
坂本六丁目
市道中0371号線
大津市立
坂本幼稚園
大津市役所
坂本支所
県道比叡山線

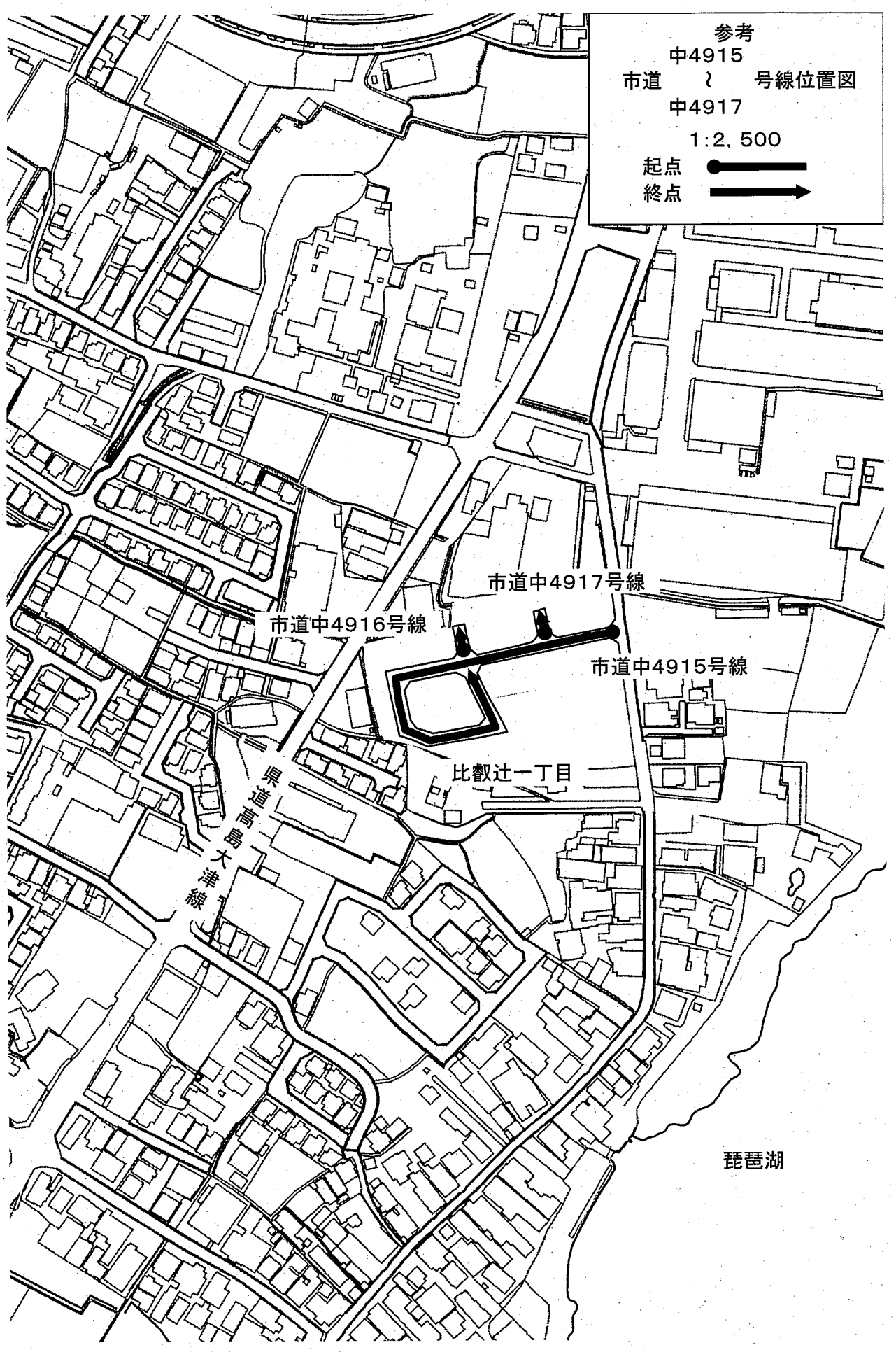
参考
中4915
市道 ～ 号線位置図
中4917
1:2,500
起点
終点
市道中4917号線
市道中4916号線
市道中4915号線
比叡辻一丁目
県道高島大津線
琵琶湖

参考
市道中4918号線位置図
1:2,500
起点
終点
藤ノ木川
大津市立
下阪本幼稚園
市道中4918号線
西大津バイパス
下阪本四丁目
大津市立
下阪本小学校
大津市役所
下阪本支所
JR湖西線

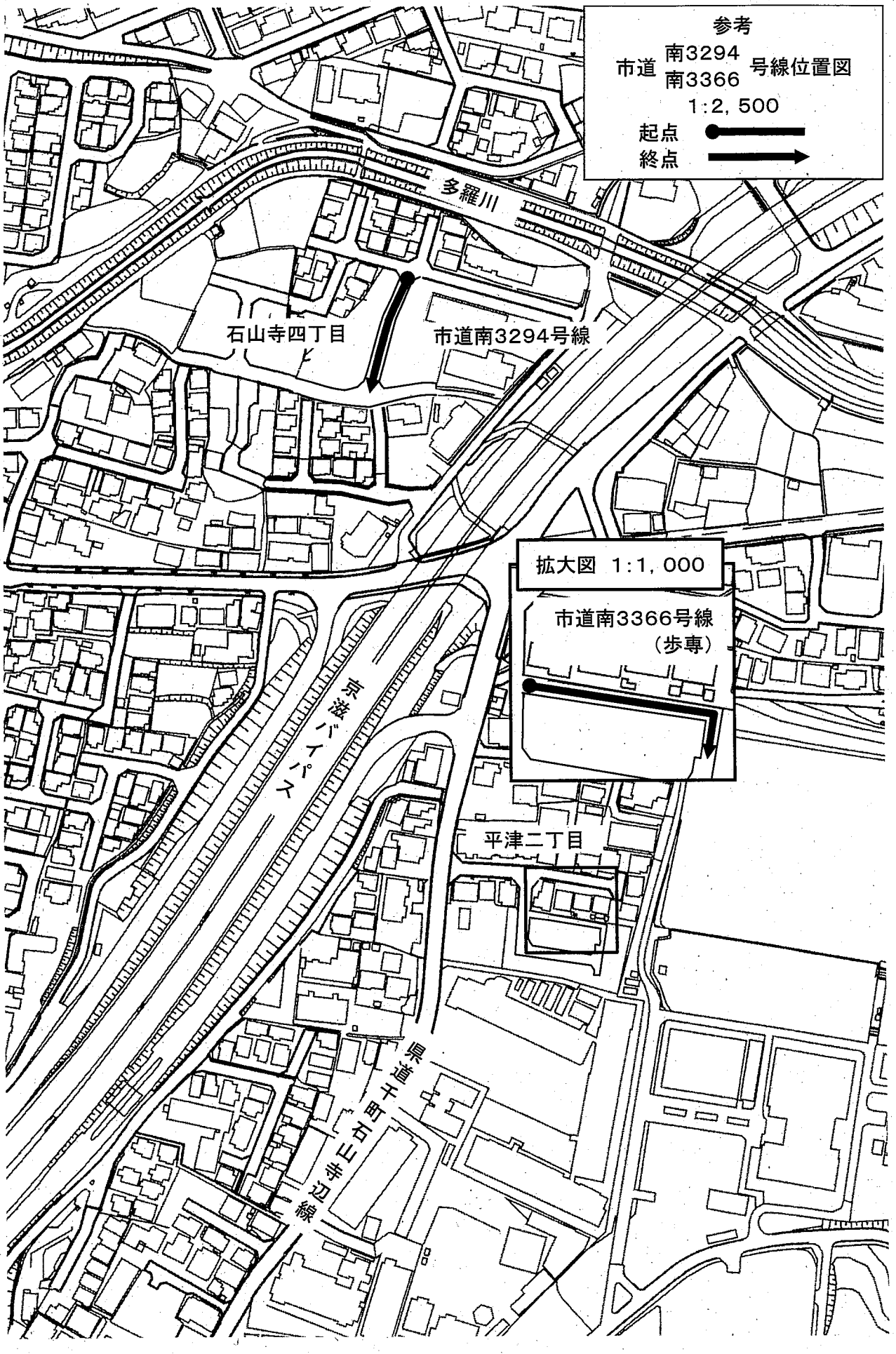
参考
市道 南3294 南3366 号線位置図
1:2, 500
起点
終点
多羅川
石山寺四丁目
市道南3294号線
拡大図 1:1, 000
市道南3366号線
（歩専）
平津二丁目
県道大津守山石部線
近江バイパス

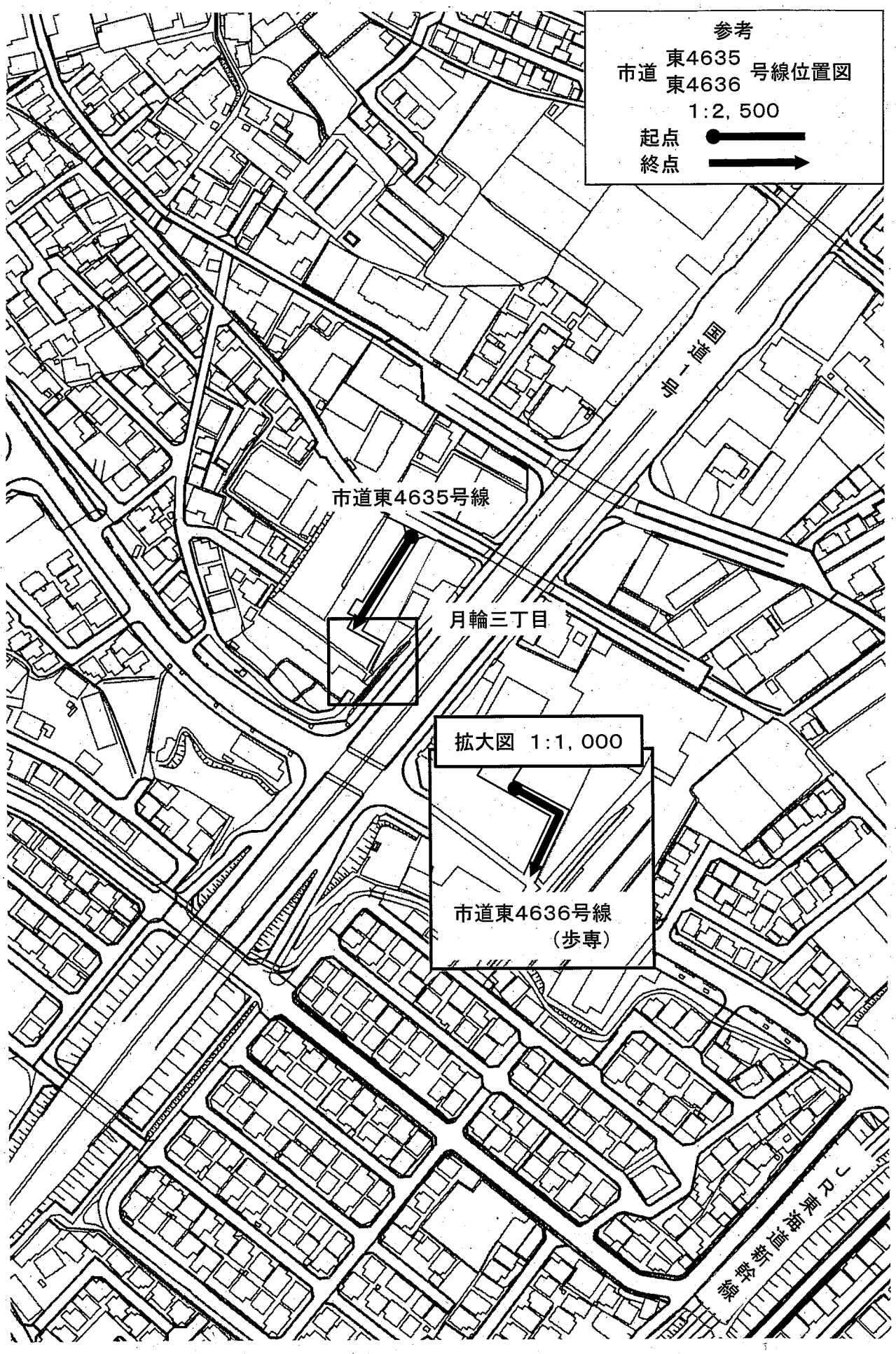
参考
市道 東4635 東4636 号線位置図
1:2,500
起点
終点
市道東4635号線
月輪三丁目
拡大図 1:1,000
市道東4636号線
(歩専)

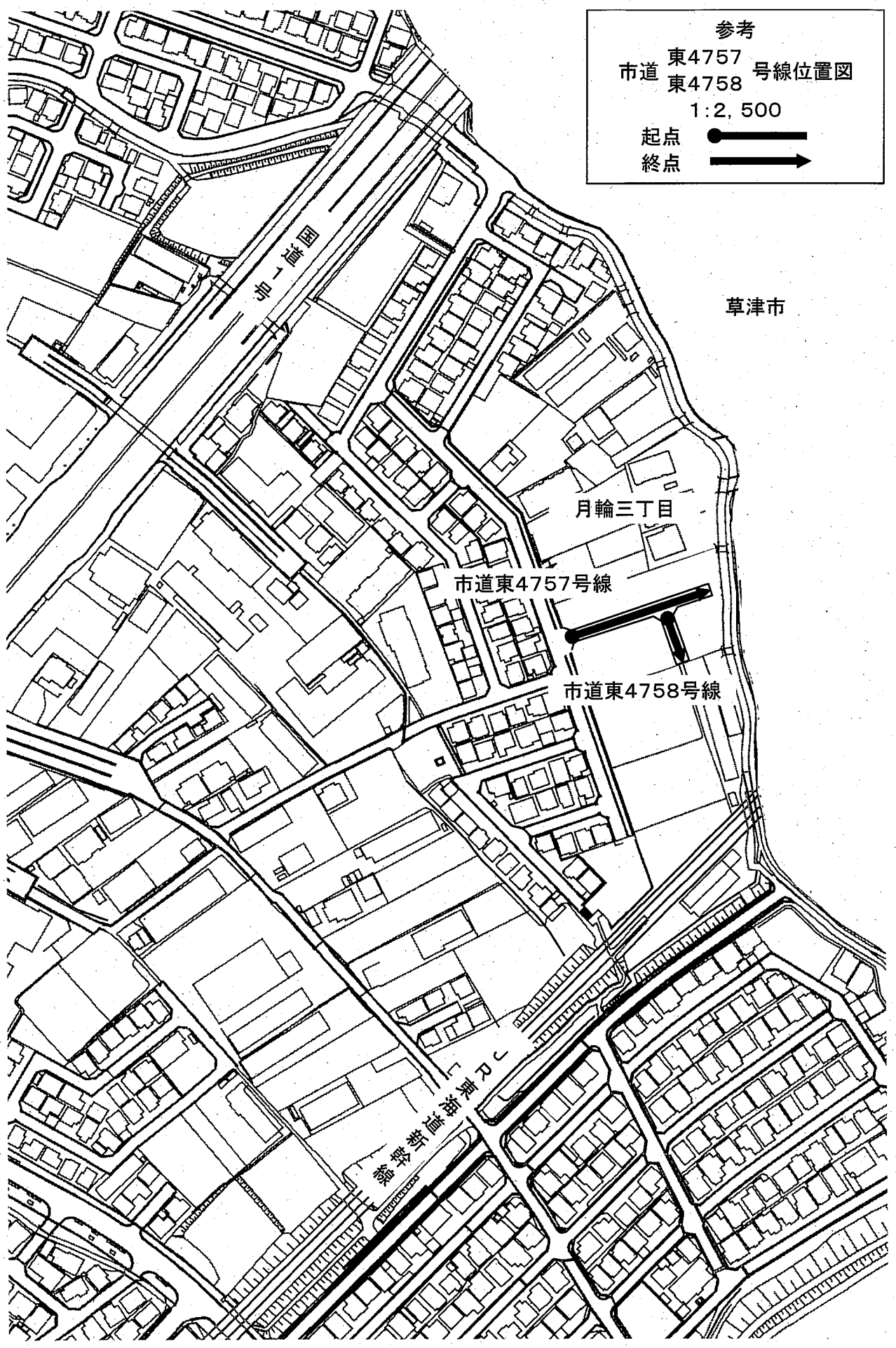
参考
市道 東4757 東4758 号線位置図
1:2,500
起点
終点
草津市
月輪三丁目
市道東4757号線
市道東4758号線

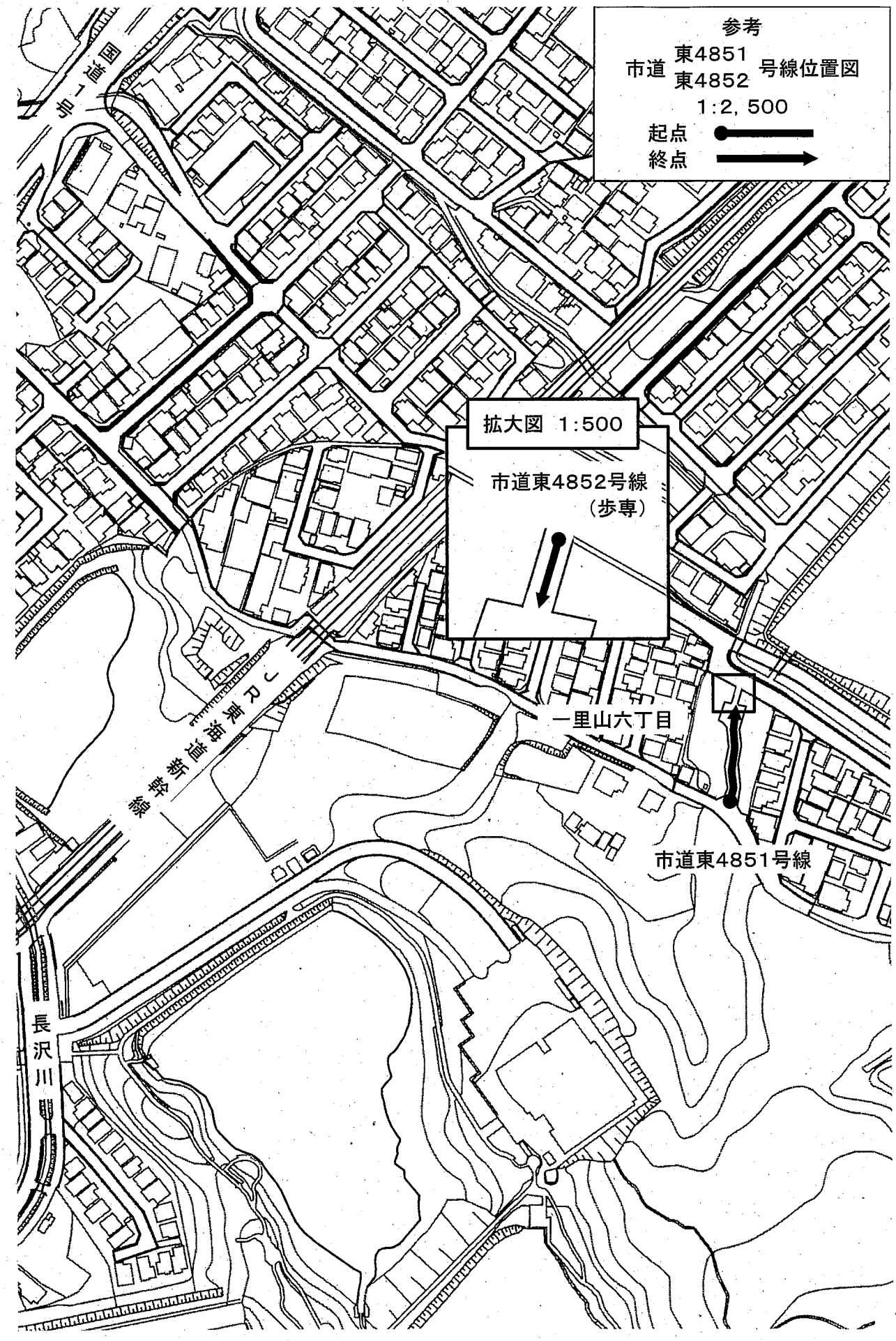
参考
市道 東4851 東4852 号線位置図
1:2,500
起点
終点
拡大図 1:500
市道東4852号線
(歩専)
一里山六丁目
市道東4851号線
JR横浜線
長沢川

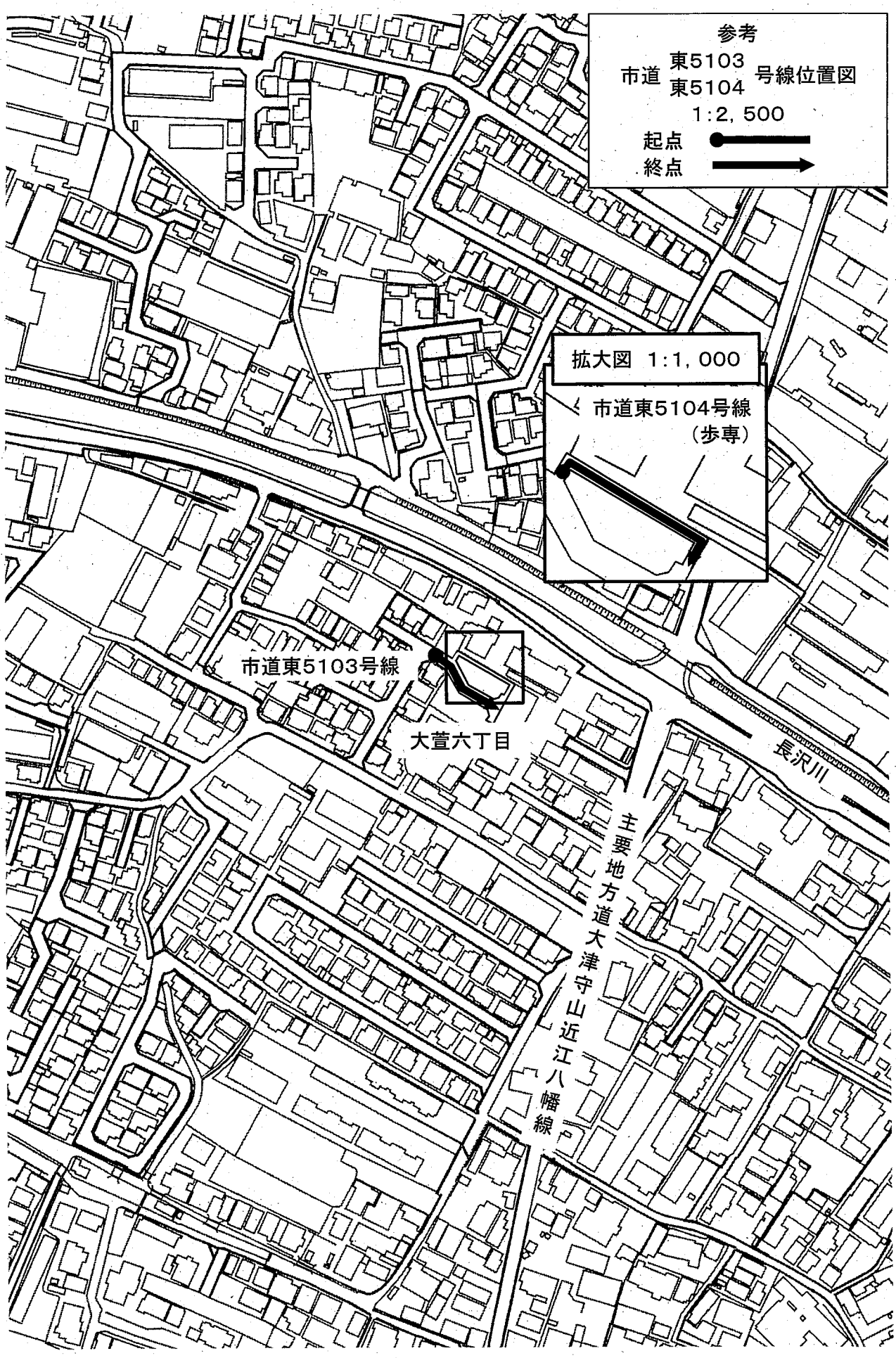
参考
市道 東5103 東5104 号線位置図
1:2,500
起点
終点
拡大図 1:1,000
市道東5104号線
(歩専)
市道東5103号線
大萱六丁目
長沢川
主要地方道大津守山近江八幡線

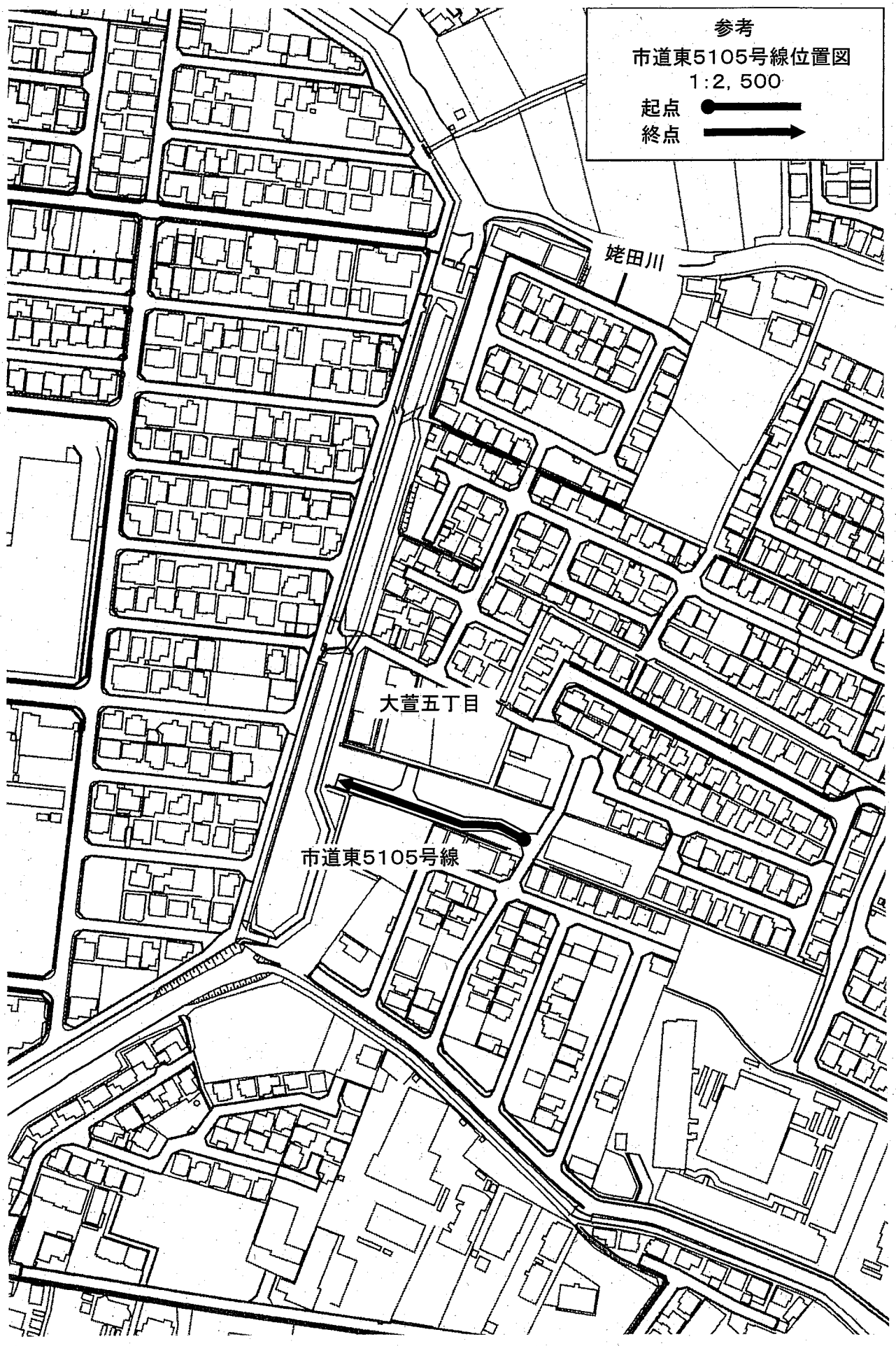
参考
市道東5105号線位置図
1:2,500
起点
終点
姥田川
大萱五丁目
市道東5105号線

議案第１６３号

市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１１月２１日提出

大津市長　　佐藤　健司

路線名		起点及び終点	重要な経過地
市道北４０４４号線	旧	起点　大津市雄琴六丁目字南川崎 終点　大津市雄琴六丁目字南川崎	
	新	起点　大津市雄琴六丁目字南川崎 終点　大津市雄琴六丁目字南川崎	
市道中０８７５号線	旧	起点　大津市坂本二丁目字長沢 終点　大津市坂本二丁目字高畑	
	新	起点　大津市坂本二丁目字長沢 終点　大津市坂本二丁目字色子川	
市道中１３８９号線	旧	起点　大津市高砂町字上高砂子 終点　大津市高砂町字上高砂子	
	新	起点　大津市高砂町字上高砂子 終点　大津市高砂町字上高砂子	
市道南３２９３号線	旧	起点　大津市石山寺四丁目字別所 終点　大津市石山寺四丁目字別所	
	新	起点　大津市石山寺四丁目字別所 終点　大津市石山寺四丁目字別所	

市道南３３１１号線	旧	起点　大津市平津二丁目字城山 終点　大津市平津二丁目字城山	
	新	起点　大津市平津二丁目字城山 終点　大津市平津二丁目字城山	
市道東４９７７号線	旧	起点　大津市大萱七丁目字井関 終点　大津市大萱七丁目字井関	
	新	起点　大津市大萱七丁目字井関 終点　大津市大萱七丁目字井関	

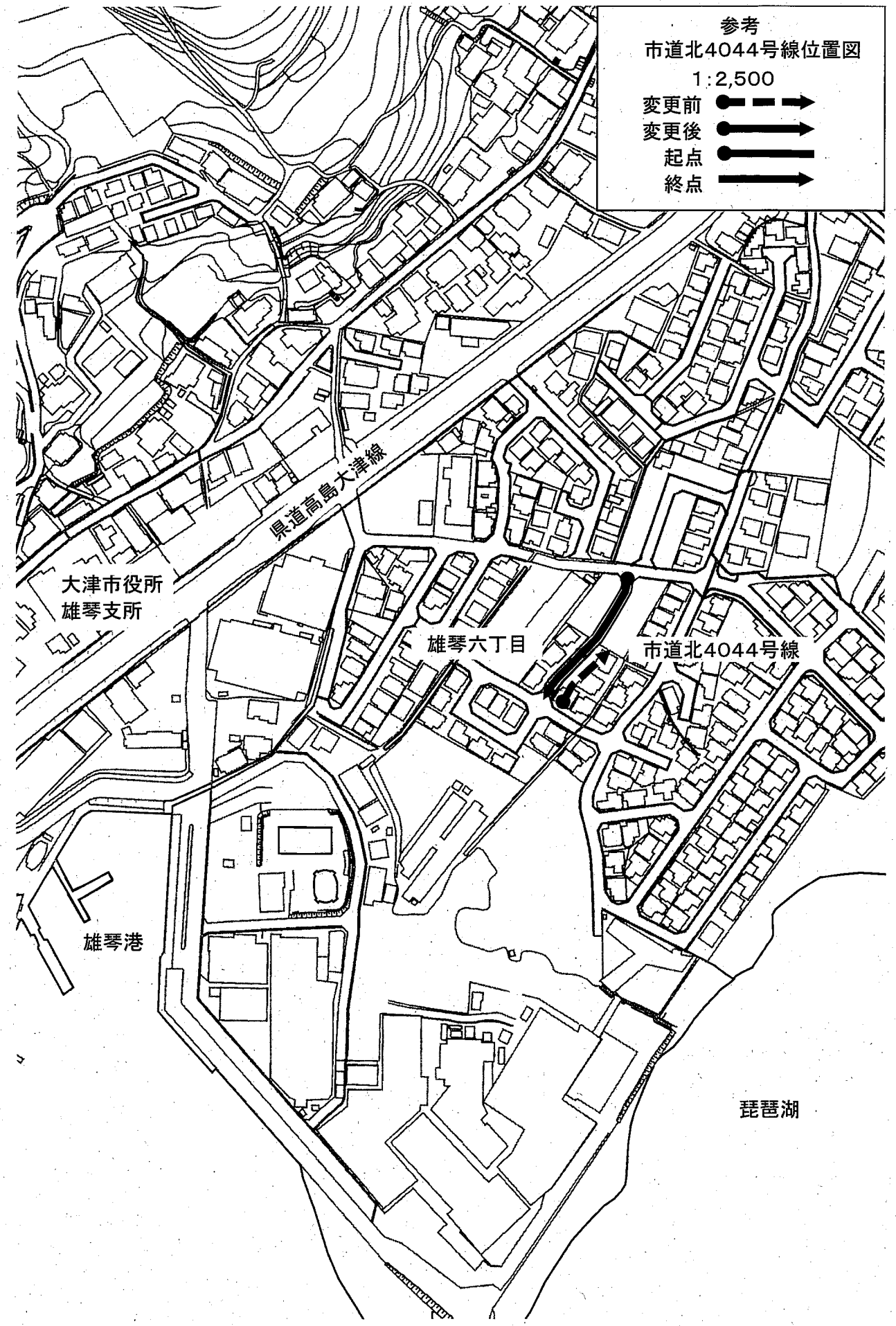
参考
市道北4044号線位置図
1:2,500
変更前
変更後
起点
終点
県道高島大津線
大津市役所
雄琴支所
雄琴六丁目
市道北4044号線
雄琴港
琵琶湖

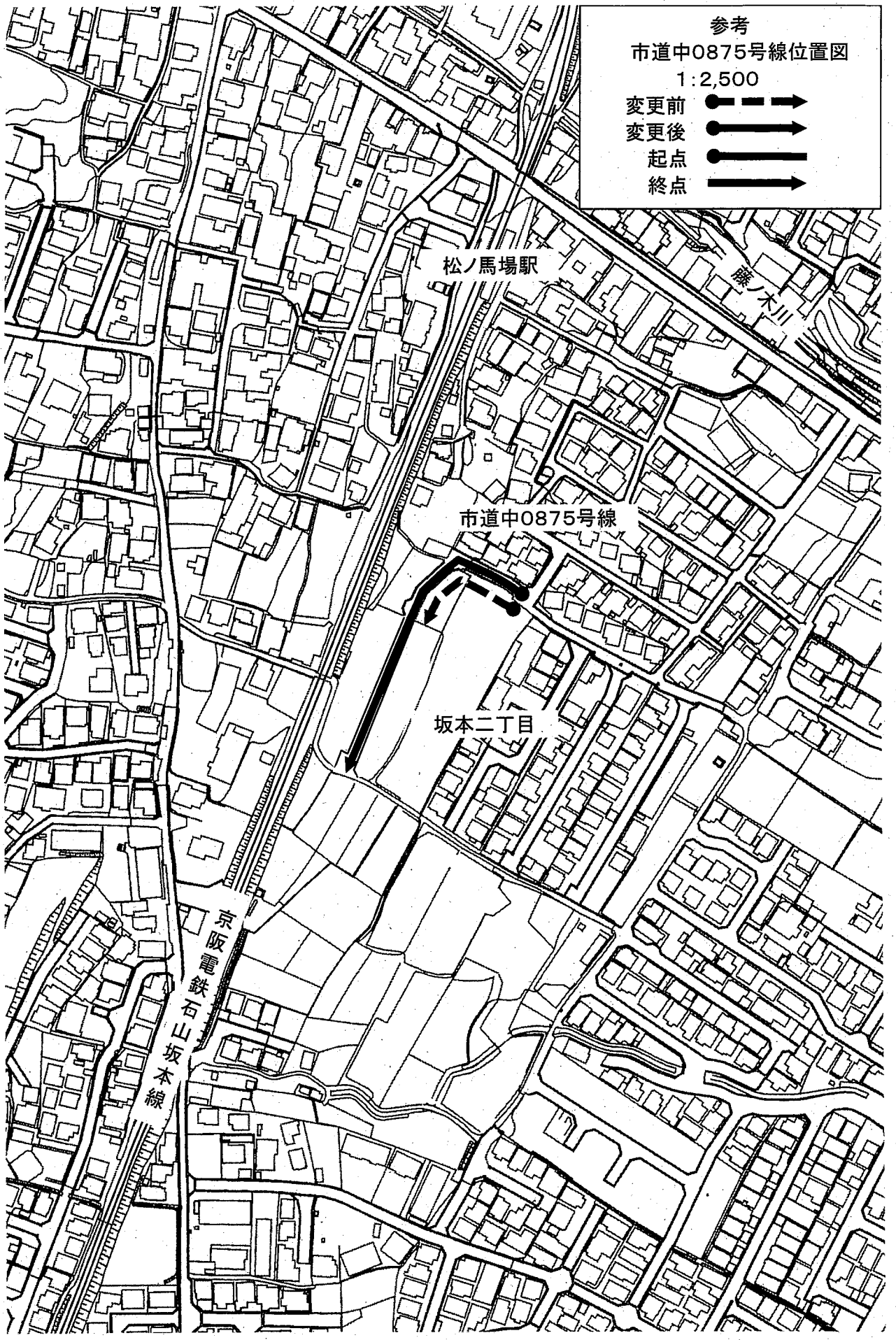
参考
市道中0875号線位置図
1:2,500
変更前
変更後
起点
終点
松ノ馬場駅
藤ノ木川
市道中0875号線
坂本二丁目
京阪電鉄石山坂本線

参考
市道中1389号線位置図
1:2,500
変更前
変更後
起点
終点
西大津バイパス
高砂町
市道中1389号線
際川
主要地方道伊香立浜大津線

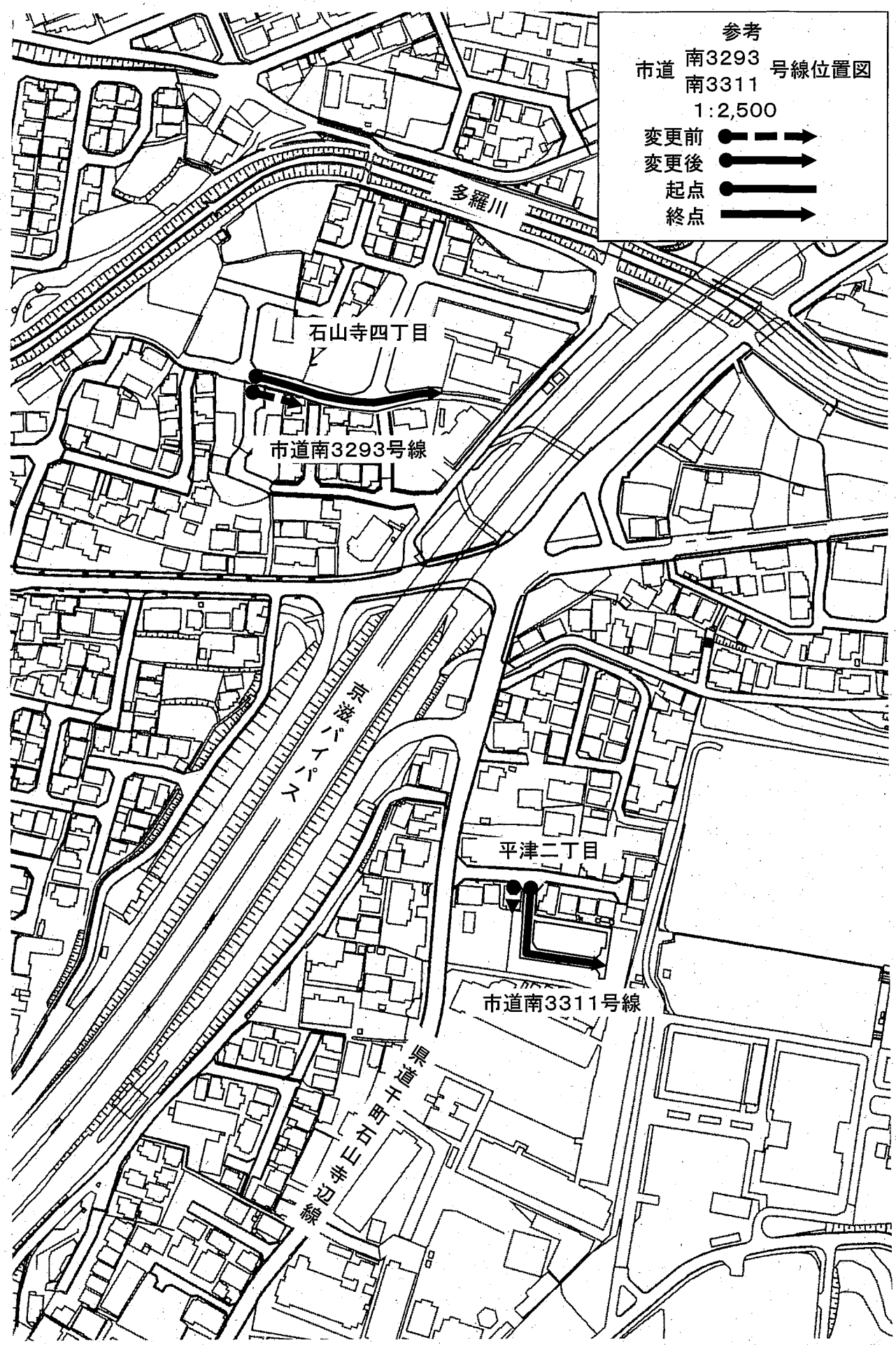
参考
市道 南3293
南3311 号線位置図
1:2,500
変更前
変更後
起点
終点
多羅川
石山寺四丁目
市道南3293号線
河波バイパス
平津二丁目
市道南3311号線
県道十町石山寺辺線

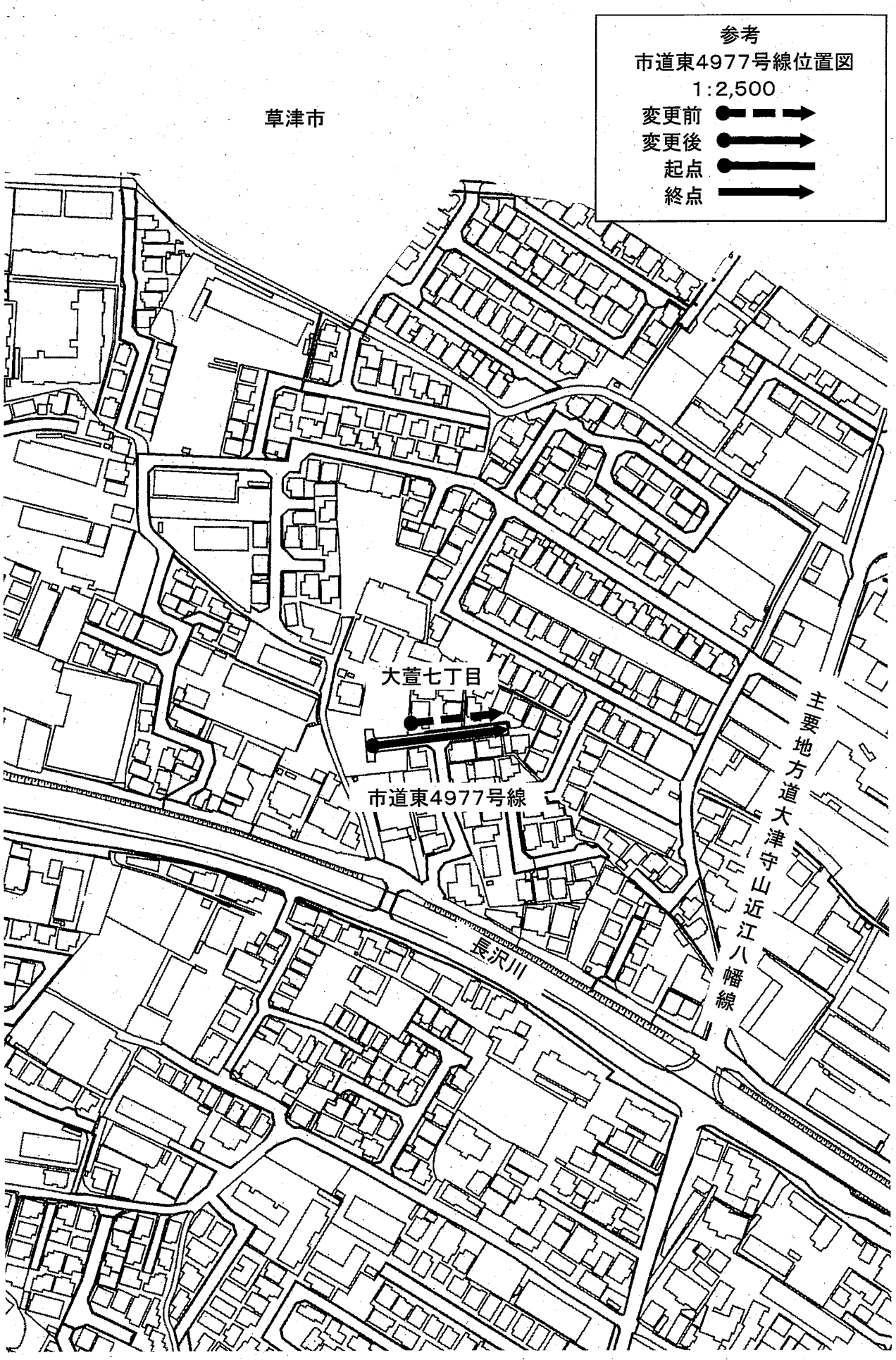
参考
市道東4977号線位置図
1:2,500
変更前
変更後
起点
終点
草津市
大萱七丁目
市道東4977号線
長沢川
主要地方道大津守山近江八幡線